

JR東労組八王子地本のバラまかれた

もう一つの **3000万円**!!

中央本部は、元八王子地本執行副委員長が2019年11月20日に引き出した組合費6000万円のうち、法対ニュースNo.4で紹介した3000万円の他に、3000万円を各支部・運車分会へバラまき、JR東労組に対して損害を与えたとして提訴しています。その内容について明らかにします！

預金口座より引き出し

3000万円

各支部・運車分会へ組織拡大資金・
台風見舞金の名目でバラまき

元八王子地本副委員長
550万円

元八王子支部委員長
500万円

元豊田運輸区分会長
300万円

元八王子運輸区分会長
200万円

元立川支部委員長
550万円

元甲府支部書記長
300万円

元立川車掌区分会長
300万円

元立川運転区分会長
300万円

立川運転区分会の領収証については、分会長の知らないところで元副分会長と元分会執行委員により、**勝手に分会長名を書き公印を押した領収証を作成**され、お金を受け取ったことにされていた事が判明しました！



それって**文書偽造**

じゃないの!?

全て何に使ったのか 証明できない!!



バラまかれた組合費はどこへ消えたのか...!?

バラまかれた金額について、被告らは各機関の領収証を出してきましたが、それぞれの支部・分会に**入金記録は一切ありません**!!

どこに持って行ったの!?



会計処理は義務だ!!

加えて被告らは組織対策として組合費を使用した場合、**領収証の保管や会計処理等の記録は義務付けられていない**ため、今回も同様の取扱いをしたと主張しています!! JR東労組本部、他地本のみならず係争中の東京地本でさえ特別会計を使用した場合にも領収証の提出がされています。八王子地本のみ違うなんてことはありません!!



JR東労組の大事な組合費を何に使ったのか、明らかにしていきます!!